応募要領

1. ものづくり日本大賞の概要

ものづくり日本大賞は、日本の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきたものづくりを着実に継承し、さらに発展させていくため、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、ものづくりの第一線で活躍する各世代のうち、特に優秀と認められる方々を顕彰する制度です。
特に、昨今我が国製造業が直面している様々な事業環境の変化に柔軟に対応し、新たな付加価値を提供する人材にスポットライトを当て、広く発信していくことを目的としています。それによって、ものづくりに携わる全ての方々の意欲向上、ひいては我が国製造業が今後も力強く成長していくための原動力となることを期待するものです。
具体的には、下記(1)～(4)の4分野において、特に優れた成果をなしえた個人、グループ等を表彰します。

(1)産業・社会を支えるものづくり
- ❶製造・生産プロセス部門
- ❷製品・技術開発部門
- ❸伝統技術の応用部門
- ❹「ものづくり+(プラス)企業」部門

(2)文化を支えるものづくり

(3)ものづくりを支える高度な技能
- ①ものづくりの現場を支える高度な技能部門

(4)ものづくりの将来を担う高度な技術・技能
- ①一般部門(就業者)
- ②青少年部門(学生)
- ❸人材育成支援部門

表彰の対象となる4つの分野のうち、「(1)産業・社会を支えるものづくり」及び「(4)ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」のうち「❸人材育成支援部門」について受賞候補者の募集を行います。
応募のあった候補者の中から受賞者の選考を行い、表彰します。
(※上記以外は既存の各種大臣表彰制度等の受賞者等の中から選考を行います)

2. 表彰部門と受賞候補者の募集

(以下の内容は、今回募集対象となる「(1)産業・社会を支えるものづくり」及び「(4)ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」のうち「❸人材育成支援部門」に関して説明したものです)

■募集の対象となる業種

募集の対象となる業種は、日本標準産業分類における「F 製造業」及び「D 鉱業」に含まれる業種並びに「H 情報通信業」のうち「ソフトウェア業」とします。

■表彰部門と受賞者の人数

以下の(1)❶❷❸❹の部門については、それぞれ受賞者の選出を行います。受賞者は個人又はグループ(最大7名)のどちらも対象となります。(4)❸人材育成支援部門については企業、特定非営利活動法人(以下、NPO)等から受賞者の選出を行います。

(1)産業・社会を支えるものづくり

❶ 製造・生産プロセス部門

製造・生産工程における画期的なシステムや手法の開発・導入によって、生産の抜本的効率化など、生産革命を実現させた個人又はグループを表彰します。
◎内閣総理大臣賞:最大2件　◎経済産業大臣賞:最大4件程度
◎特別賞:数件程度　◎優秀賞
※生産性効率等に資するような製造・生産工程における画期的なシステムや手法を他社に展開・販売するケースは、④に該当します。

❷ 製品・技術開発部門

高度な技術的課題を克服し、優れて画期的な製品若しくは部品や素材等の開発・実用化を実現させた個人又はグループを表彰します。
◎内閣総理大臣賞:最大5件　◎経済産業大臣賞:最大9件程度
◎特別賞:数件程度　◎優秀賞

❸ 伝統技術の応用部門

地域に根ざした文化的な技術や、熟練人材により受け継がれてきた伝統的な技術の工夫や応用によって、革新的・独創的な製品若しくは部品や素材、生産プロセス等の開発・実用化を実現させた個人又はグループを表彰します。
◎内閣総理大臣賞:最大1件　◎経済産業大臣賞:最大3件程度
◎特別賞:数件程度　◎優秀賞

❹「ものづくり+(プラス)企業」部門

製造した「もの」を活用してサービス・ソリューションへと展開を図り、新たなビジネスモデルによる新たな付加価値を作った個人又はグループを表彰します。
◎経済産業大臣賞:最大1件程度　◎特別賞:数件程度　◎優秀賞
※「ものづくり+(プラス)企業」とは、一種の企業形態/ビジネスモデルを表す固有名詞として用いているのであり、本表彰対象はそのようなビジネスモデルの企業そのものでは無く、個人又はグループが対象となります。
※機能的価値(製品精度などの客観的な機能そのものの価値)を求めた「ものづくり」に留まることなく、意味的価値(機能を超えた、顧客の主観に基づく価値)を含んだ「コトづくり」(ビッグデータ・AI・IoT・ロボット等の活用による製造業のサービス化やソリューション提供の実施(例:保守点検サービスの提供)等を想定)を行う企業になることが重要である。この2つの付加価値要素を持ち合わせ、ものづくりに取り組まれている個人又はグループを募集します。
※参考URL http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2016/honbun_pdf/pdf/honbun01_03_01.pdf

もものづくり+企業

(4)ものづくりの将来を担う高度な技術・技能

❸ 人材育成支援部門

青少年育成支援や第4次産業革命に対応したデジタル化対応の人材育成等、幅広く、日本の将来のものづくり人材育成支援において、その活動が目覚ましいと認められる企業、NPO等を表彰します。
◎経済産業大臣賞:最大1件程度　◎特別賞:数件程度　◎優秀賞
※企業、NPO等は、法人格を有する団体(学校を除く)とします。
※デジタル化対応の人材育成については、自社内の人材育成支援も応募可能です。ただし、自社内の人材育成を越えて、学生・社会人・他社の人材など広域に人材育成支援を行う企業・NPO等を特に評価します。

■候補者に必要な資格

(1)候補者となる個人及びグループは、原則として現役の勤労者(製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、ものづくりの第一線で活躍する各世代)とし、グループを構成する人数は、原則として7名以内とします。
(2)既に国家栄典(叙勲、褒章)を受けている者は表彰の対象とはなりません。中央省庁又はその他の機関(地方公共団体、業界団体等)による表彰制度の受賞者は対象となります。
(3)同一人及び同一グループに対して複数部門の表彰は行いません。
(4)過去に本賞を応募された方(受賞者以外も含む)についても、新たな内容または前回応募時のものと比べて付加的な理由が存在する場合には、再応募することが可能です。
(5)人材育成支援部門以外の部門においては、表彰の対象となる成果は1件のみとし、複数の成果を考慮した選考は行いません。
(6)表彰時において、禁固刑以上の刑歴を有する等表彰の対象とすることがふさわしくない者は受賞の対象外とします。また、表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合には、表彰を取り消し、表彰状等を返納していただきます。
(7)その他、候補者及び被表彰者の不適格要件にかかる詳細は、別に定める規定に従っていただきます。
(8)表彰対象となる個人又はグループが属する企業の国籍は問いません。ただし、候補者が国内に現に製造現場を有する場合のみとなります。

■推薦者の資格

(1)応募は候補者本人が行うのではなく、候補者を推薦する方(推薦者)が2名の賛同者を得て、申請してください。候補者本人による申請は認められません。
【参考】企業の経営者が自社の社員を推薦する申請や、またその逆も可能です。また、法人格を有する団体(地方自治体、業界団体、経済団体、金融機関、企業等)も推薦者になることができます。この場合、2名の賛同者を得ることは必要ありません。但し、企業が当該企業の代表者を推薦することは認められません(企業が当該企業の個人又はグループを推薦することは可能です)。
(2)推薦者の方は候補者と二親等以内の親族関係になく、満年齢20歳以上(平成29年1月1日現在)であることが必要です。ご所属や役職等の制限は特にありません。
(3)2名の賛同者の方は、候補者と推薦者、一方の賛同者の方と二親等以内の親族関係になく、満年齢20歳以上(平成29年1月1日現在)であることが必要です。ご所属や役職等の制限は特にありません。
(4)1推薦者が推薦できる候補者は、1部門につき、1件(個人又はグループ)、人材育成支援部門については1件(企業又はNPO等)に限ります。但し、団体が推薦者となる場合は、候補者数の制限はありません。なお、同一人又は同一グループを複数部門に推薦することはできません。
※ 候補者の審査にあたって、書類内容の確認、追加資料(定款、事業計画など)提出のお願いや応募書類に関する質問など事務局から推薦者に対して連絡をさせていただくことがあります。このため、事務局からの連絡に適切かつ確実に応対できる方が推薦者となっていただくようお願いします(適切な応対がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります)。

3. 審査・選出方法

■審査・選出方法

有識者で構成される選考分科会と選考有識者会議を設置し、第1次審査と第2次審査による選考を経て、受賞者の選出を行います。

(1) 第1次審査
選考分科会を全国9ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄)に設置し、応募があった担当都道府県内の候補者について審査し、有望な候補者の絞り込みを行います。第1次審査では、応募書類による審査のほか、必要に応じてヒアリングや現地調査による審査も実施します。

(2) 第2次審査
第1次審査で絞り込まれた候補者について、選考有識者会議が第2次審査を行い、内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞、特別賞、優秀賞について受賞者を選出します。第2次審査においても、応募書類による審査のほか、必要に応じてヒアリングや現地調査による審査も実施します。

■審査の基準

審査は「(1)❶製造・生産プロセス部門」「(1)❷製品・技術開発部門」「(1)❸伝統技術の応用部門」「(1)❹「ものづくり+(プラス)企業」部門」「(4)❸人材育成支援部門」の5部門それぞれの受賞者を選出するために行います。各部門の審査・選考にあたっては、次の評価項目を総合的に勘案して行います。

(1)産業・社会を支えるものづくり

評価項目	評価内容(例)
a.革新性	新規性、独創性 克服技術の難易度、ボトルネック解消の困難性 性能、品質面の優位性・信頼性 効率性、生産性、合理性、能率向上への寄与
b.波及効果	経営貢献度(売上・収益、コスト削減) 市場シェア、他事業への転用・応用・将来性 新規市場への影響、普及可能性 伝統産業・生産地域の活性化、海外展開、地域雇用
c.社会的課題への対応	社会環境の変化を踏まえた新たな付加価値の創造や戦略的なビジネスモデル等、a.b.に当てはまらない事項

(4)ものづくりの将来を担う高度な技術・技能(❸人材育成支援部門)

評価項目	評価内容(例)
a.革新性	新規性、独創性、類似する取り組みの有無 将来を担う人材がものづくりに対して 興味を抱くような創意工夫
b.波及効果	自社に留まらず社会・地域で幅広く活躍する人材育成支援取り組みの継続性、内容や参加人数の拡大可能性
c.社会的課題への対応	社会環境の変化を踏まえた新たな人材育成モデルの提示や戦略的な技術伝承等、a.b.に当てはまらない事項

「c. 社会的課題への対応」について

ものづくり日本大賞は、昨今我が国製造業が直面している様々な事業環境の変化に柔軟に対応し、新たな付加価値を提供する人材にスポットライトを当て、広く発信していくことを目的とするものです。
そのため、審査・選考にあたっては、単なる技術的側面のみならず、例えば、3Dプリンタ等に代表される「デジタルものづくり」の進展に伴うサプライチェーン構造の変化、東日本大震災後の防災・環境配慮への意識の高まりや少子高齢化等に代表される社会環境の変化などを捉えた取組であるかどうかといった社会的側面について、「その他特筆すべき事項」として積極的に評価します。

4. 応募方法

■応募書類の作成

応募にあたっては、所定の応募書類を作成していただく必要があります。応募書類は第7回ものづくり日本大賞応募専用のホームページからダウンロードしてください。

第7回ものづくり日本大賞応募専用のホームページ
http://www.monodzukuri.meti.go.jp/

(1) 応募書類の種類
Excelファイル(様式1)、Wordファイル(様式2)

(2) 応募書類の提出方法
応募にあたっては、応募書類をダウンロードして必要事項を記入の上、下記のEメールアドレスに送付してください。
郵送の場合には、応募書類に加えて応募書類を記録したCD-Rも同封していただき、簡易書留又は宅配便にて下記の応募書類送付先まで郵送してください。
詳しくは、応募専用ホームページをご覧ください。
なお、提出された応募書類等は返却致しませんので、ご了承願います。
※ 提出された応募書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。

応募書類送付先

〒103-8548
東京都中央区日本橋小網町14-1　住生日本橋小網町ビル
第7回ものづくり日本大賞係(日刊工業新聞社内)　宛
T　E　L:03−5644−7338
E−Mail:mono-oubo@media.nikkan.co.jp

■応募書類に関する問い合わせ先

候補者(グループの場合は筆頭者)の勤務先所在地の都道府県を担当する各ブロックの事務局までお問い合わせください。応募書類提出後の確認や修正に関するお問い合わせにはお答えできませんので、十分にご確認いただいた上でご提出ください。
受賞者決定前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせには一切お答え出来ませんのでご了承ください。
※各ブロック事務局は、本資料の最終ページに掲載。

応募期間
平成28年9月30日(金)〜12月18日(日)
※期日までに必着

■応募費用

応募に際して、手数料等は一切かかりません。但し、送料は応募者の負担とさせていただきます。

■その他

(1) 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。

(2) 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことが条件です。

5. 受賞者の発表・表彰式

■受賞者の発表

受賞者の発表は平成29年冬を予定しています。受賞者及び受賞内容については、経済産業省のホームページ等で発表します。

■表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。副賞として、「ものづくり名人」の称号やメダル等の授与を行います。なお、表彰式等の詳細については追って受賞者に連絡します。

■受賞後の広報・PR等

受賞者の方に対しては、表彰式後の広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

■表彰の取消し

表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納する事とします。